

別 添 2

日本獣医師会獣医学術学会事業・日本獣医師会雑誌
編集・提供事業 関係規程集

平成23年4月1日

社団法人 日本獣医師会

目 次

獣医学術学会事業関係（地区制により地区を構成する地方獣医師会が主催する獣医学術地区学会事業及び地区獣医師大会事業を含む）

1	日本獣医師会学会運営規程	1
2	獣医学術地区学会運営規程	5
3	獣医学術地区学会運営規程に基づき獣医学術地区学会事業の運営及び地区獣医師大会の運営等に関する報告様式	9
4	日本獣医師会獣医学術賞表彰等規程	21
5	日本獣医師会獣医学術賞選考要領	25

日本獣医師会雑誌編集・提供事業関係

1	日本獣医師会雑誌編集等規程	27
2	日本獣医師会雑誌投稿規程	29
3	日本獣医師会学会学術誌編集等規程	33
4	日本獣医師会学会学術誌投稿規程	35
5	日本獣医師会学会学術誌に係る著者負担金について	45
6	日本獣医師会学会学術誌投稿の手引き	47
7	日本獣医師会学会学術誌編集申合せ事項	別添

獣医学術学会事業関係(地区制により地区を構成する地方獣医師会が主催する獣医学術地区学会事業及び地区獣医師大会事業を含む)

1 日本獣医師会学会運営規程

(平成23年3月25日制定・平成22年度第4回理事会決議)

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本獣医師会定款施行細則(以下「施行細則」という。)第32条第3項の規定に基づき、同条第1項に定める学会(以下「学会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(事業)

第2条 学会は、獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、次の事項に関する事業を行う。

- (1) 獣医学術の調査研究に関する発表及び討論のための集会並びに講演会等の開催
- (2) 獣医学術に関する調査研究論文の発表のための学術誌の編集
- (3) 獣医学術に関する功績者の選考
- (4) その他の獣医学術に関する調査研究活動

2 前項第1号の事業として、獣医学術学会年次大会(以下「学会年次大会」という。)を開催する。

3 学会年次大会は、日本獣医師会(以下「本会」という。)が主催するが、その開催地を活動の区域とする社団法人日本獣医師会定款第2条で規定する都道府県又は政令市獣医師会(以下「地方獣医師会」という。)に運営を委託することができる。この場合、学会年次大会の開催は、本会の主催、当該地方獣医師会の共催とする。

4 第1項第2号の事業として日本獣医師会学会学術誌を編集する。なお、編集に関する事項は別に定める。

5 第1項第3号の事業として日本獣医師会獣医学術賞等の授与対象の功績者を審査し選考する。

なお、審査及び選考並びに表彰に関する事項は別に定める。

6 本会は、施行細則に定める地区制（以下「地区」という。）を構成する地方獣医師会が当該地区ごとに置く獣医学術地区学会（以下「地区学会」という。）と連携し、地区学会の協力の下で第1項に掲げる事業を推進する。

なお、地区学会の運営等に関する基本的事項は、理事会の決議を経て本会会長が別に定める。

（学会会長の職務）

第3条 学会に学会会長1人を置く。

2 学会会長には、細則別表に定める職域制のうち学会を担当する本会理事があたる。

3 学会会長は、本会会長の指示するところにより、第2条に規定する学会の事業に係る事務を掌理し、その運営状況を理事会に報告する。

（学会の構成等）

第4条 学会は、施行細則第32条第1項に規定する獣医学術分野別学会（以下「分野別学会」という。）により構成するが、学会には学会の事業の円滑な推進を図るため、会議及び委員会を置くことができる。

2 分野別学会は、各分野別学会に所属する学会幹事20名以内で組織する。ただし、本会会長が特に必要があると認めるときは、学会幹事を若干名増やすことができる。

3 分野別学会の学会幹事は、次の各号に掲げる者のうちから、各分野別学会ごとに本会会長が委嘱する。

（1）獣医学術地区学会運営規程第5条に規定する分野別地区学会の地区学会長

（2）獣医学術に関する研究歴等を勘案し学会会長が必要と認める者

4 学会幹事の任期は、本会役員の任期が終了する前年度の年度末までとする。

5 分野別学会のそれぞれに分野別学会の学会長1名及び副学会長2名以内を置く。分野別学会の学会長及び副学会長は学会幹事の中から本会会長が学会会長と協議のうえ決定し、委嘱する。

（分野別学会の学会長等の職務）

第5条 分野別学会の学会長、副学会長及び学会幹事の職務は次のとおりとする。

（1）学会長は、学会会長の指示するところにより、所属する分野別学会の事業を統括する。

（2）副学会長は、所属する分野別学会の学会長を補佐する。

(3) 学会幹事は、所属する分野別学会の事業の企画運営に係る事務を分担して処理する。

(会 議)

第 6 条 学会に置く会議は次のとおりとする。

(1) 学会正副会長会議

(2) 学会幹事会議

2 学会会議は、それぞれ次により組織し、本会会長が招集する。

なお、学会会議には、本会の会長、副会長（学会担当）、専務理事が出席し、会議の運営に意見を述べることができる。

(1) 学会正副会長会議は、学会会長並びに分野別学会の学会長及び副学会長で組織する。

(2) 学会幹事会議は、学会会長並びに分野別学会の学会長、副学会長及び学会幹事で組織する。

(委員会)

第 7 条 学会に置く委員会は次のとおりとする。

(1) 獣医学術学会年次大会企画運営委員会

(2) 獣医学術学会年次大会実行委員会

(3) 獣医学術功績者選考委員会

(4) 獣医学術学会誌編集委員会

(5) その他学会活動の円滑な運営を図るために必要として会長が設置を認めた委員会

2 第 1 項に掲げる委員会のうち、獣医学術学会年次大会実行委員会は、年次大会の開催運営を第 2 条第 3 項の規定に基づき地方獣医師会に委託する場合には当該地方獣医師会に置き運営する。

3 委員会の運営に関する細部事項は、別に定めるところによる。

(規定外事項)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学会の運営に関する細部事項は、本会会長が別に定める。

附 則（平成23年3月25日制定・平成22年度第4回理事会決議）

- 1 この日本獣医師会学会運営規程（以下「学会運営規程」という。）は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学会運営規程の施行に伴い、日本産業動物獣医学会会則（同施行細則及び同運営規程を含む。）日本小動物獣医学会会則（同施行細則及び同運営規程を含む。）及び日本獣医公衆衛生学会会則（同施行細則及び同運営規程を含む。）（いずれも平成2年2月27日制定、平成元年度第6回理事会承認。（以下「各学会会則等」という。））は、廃止するが、平成23年度までの間は、学会運営規程による運営への移行期として、学会又は地区学会については、必要最小限の範囲で各学会会則等に基づく運営を行うことができる。
- 3 この学会運営規程の施行時において、各学会会則等の規定に基づき置かれた学会の役員（理事及び監事）は、第4条第2項の規定に基づき、各分野別学会に所属する学会幹事として本会会長が委嘱した者とし、また、各学会会則等による理事のうち、会長、副会長については、会長は第4条第5項の規定に基づく分野別学会の学会長、副会長は同分野別学会の副学会長とする。
- 4 各学会会則等により置かれた学会の役員のうち、附則第3の規定により、第4条2項の規定に基づく学会幹事とされた者の任期については、第4条第4項の規定に基づく任期に相当する期間まで延長することができる。

2 獣医学術地区学会運営規程

(平成23年3月25日制定・平成22年度第4回理事会決議)

(目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会学会運営規程(平成23年3月25日制定、日本獣医師会平成22年度第4回理事会決議。以下「学会運営規程」という。)第2条第6項の規定に基づき獣医学術地区学会(以下「地区学会」という。)の運営等に関する基本的事項を定めるものである。

(事業)

第2条 地区学会は、獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、社団法人日本獣医師会定款施行細則別表に定める地区制(以下「地区」という。)による地区ごとに次の事項に関する事業を行う。

なお、事業は、各地区学会が置かれた各地区を構成する日本獣医師会定款第7条で規定する都道府県又は政令市獣医師会(以下「地方獣医師会」という。)が運営する。

(1) 次項の規定により開催する獣医学術の調査研究に関する発表及び討論のための集会並びに講演会等の企画及び運営

(2) 獣医学術地区学会長賞等の獣医学術に関する功績者の選考その他の獣医学術に関する学会学術活動

2 前項第1号の事業として各地区ごとに獣医学術 地区学会(注: は地区の名称を表記する。以下同様)を開催するが、各地区で開催する獣医学術 地区学会は、当該地区学会の置かれた地区を構成する地方獣医師会のうち、当該獣医学術 地区学会の開催運営を担当する地方獣医師会(以下「開催担当獣医師会」という。)が主催し、当該地区の他の地方獣医師会が共催する。

なお、日本獣医師会(以下「本会」という。)は、各地区で開催する獣医学術 地区学会を協賛し、その運営を支援・協力する。

(地区学会会長等の職務)

第3条 地区学会に地区学会会長1名を置く。

2 地区学会会長には、開催担当獣医師会の会長があたる。

3 地区学会会長は、第2条に規定する地区学会の事業に係る事務を掌理し、別に定めるところによりその運営状況等(獣医学術地区学会長賞の選考結果を含む。)を本会会長に

4 第2条第2項で規定する獣医学術地区学会を複数の地区学会が合同して開催する場合は、地区学会副会長を置くことができる。

5 地区学会副会長は地区学会会長を補佐する。

(地区学会の構成等)

第4条 地区学会は、本会定款施行細則第32条第1項に規定する獣医学術分野別ごとの獣医学術分野別地区学会(以下「分野別地区学会」という。)により構成するが、地区学会には地区学会の事業の円滑な推進を図るため、会議及び委員会を置くことができる。

2 分野別地区学会は、各分野別地区学会に所属する地区学会幹事で構成する。

3 地区学会幹事は、分野別地区学会ごとに地区学会を構成する地方獣医師会において、獣医学術に関する研究歴を有する者のうちから地区学会幹事候補者として推薦を受けた者について地区学会会長が委嘱する。

なお、委嘱は、前任者の任期が終了する前に行うものとし、地区学会会長は、分野別地区学会の地区学会長、地区副学会長及び地区学会幹事を決定した場合は、遅滞なくその氏名・所属等を本会会長に報告する。ただし、再任は妨げない。

4 地区学会幹事の任期は、本会役員の任期が終了する前年度の年度末までとする。ただし、任期途中で地区学会幹事に異動があった場合は、地区学会会長は遅滞なくその旨を本会会長に報告する。

5 分野別地区学会のそれぞれに地区学会長1名及び地区副学会長2名以内を置く。分野別地区学会の各地区学会長及び地区副学会長は地区学会幹事の中から各地区学会において決定し、地区学会会長が委嘱する。

(分野別地区学会の地区学会長等の職務)

第5条 分野別地区学会の地区学会長、地区副学会長及び地区学会幹事の職務は、次のとおりとする。

(1) 地区学会長は、地区学会会長の指示するところにより、所属する分野別地区学会の事業を統括する。

(2) 地区副学会長は、所属する分野別地区学会の地区学会長を補佐する。

(3) 地区学会幹事は、所属する分野別地区学会の事業の企画運営に係る事務を分担して処理する。

(地区学会並びに地区学会の会議及び委員会の運営)

第6条 地区学会運営の細部事項並びに学会の会議及び委員会の運営に関する事項は、本

規程及び別に定めるところによるほかは各地区学会において地区学会会長が定めるところによる。

(報告)

第7条 開催担当獣医師会の会長(地区学会会長)及びその他地区を構成する地方獣医師会の会長は、第3条第3項並びに第4条第3項及び同項第4項に定めるところのほか、第2条に規定する事業の運営に関しての必要な事項を別に定めるところにより本会会長に報告する。

(庶務)

第8条 地区学会の庶務は、地区学会会長が所属する地方獣医師会の事務局において処理する。

附 則(平成23年3月25日制定・平成22年度第4回理事会決議)

- 1 この獣医学術地区学会運営規程(以下「地区学会運営規程」という。)は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この地区学会運営規程の施行時において廃止される、日本産業動物獣医学会会則(同施行細則及び同運営規程を含む。)、日本小動物獣医学会会則(同施行細則及び同運営規程を含む。))及び日本獣医公衆衛生学会会則(同施行細則及び同運営規程を含む。)(いずれも平成22年2月27日制定、平成元年度第6回理事会承認。(以下「各学会会則等」という。))の規程に基づき置かれた地区学会の評議員は、第4条第2項の規定に基づき、各分野別学会に所属する地区学会幹事として開催担当獣医師会の会長が委嘱した者とする。また、各学会会則等による地区学会長については、第4条第5項の規定に基づく分野別地区学会の地区学会長とする。

なお、第4条第5項の規定に基づく分野別地区学会の地区副学会長については、地区学会幹事とされた者のうちから選任することができる。
- 3 各学会会則等により置かれた地区学会評議員のうち、附則第3の規定により、第4条第2項の規定に基づく地区学会幹事とされた者の任期については、第4条第4項の規定に基づく任期に相当する期間まで延長することができる。

3 獣医学術地区学会運営規程に基づき獣医学術地区学会事業の運営及び地区獣医師大会の運営等に関する報告様式（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 日獣発第 366 号）

獣医学術地区学会運営規程（以下「運営規程」という。）第 7 条の規定に基づく獣医学術地区学会事業の運営及び地区獣医師大会の運営等に関し社団法人日本獣医師会会長に対する各種報告の様式及び提出の期限は、それぞれ下表のとおりとする。

1 獣医学術地区学会事業関係

運営規程の該当条項	報告の様式	提出の期限
1 第 3 条第 3 項関係 (1) 獣医学術地区学会の開催計画 (2) 獣医学術地区学会学会長賞の選考結果の報告 (3) 獣医学術地区学会の完了報告	別紙様式第 1 号 別紙様式第 2 号 別紙様式第 3 号	開催年度の 6 月末まで 終了後、遅滞なく速やかに 開催年度の 1 2 月末まで
2 第 4 条第 3 項関係 学術分野別地区学会の地区学会長、地区副学会長及び地区学会幹事の決定の報告	別紙様式第 4 号	次の任期の地区学会長、地区副学会長、地区学会幹事を決定した都度、遅滞なく 新任期が開始される 1 カ月前の 2 月末まで
3 第 4 条第 4 項関係 地区学会幹事の異動の報告	別紙様式第 5 号	地区学会幹事の異動の都度、速やかに

2 地区獣医師大会事業関係

提出内容	様式	提出の期限
<p>1 後援名義申請関係</p> <p>(1) 地区連合獣医師大会の開催計画</p> <p>(2) 地区連合獣医師大会の完了報告</p> <p>2 臨場申請関係</p> <p>(1) 農林水産省、環境省、厚生労働省</p> <p>(2) 日本獣医師会</p>	<p>別紙様式第6号</p> <p>別紙様式第7号</p> <p>別紙様式第8号</p> <p>別紙様式第9号</p>	<p>開催年度の6月末まで</p> <p>終了後、遅滞なく速やかに</p> <p>開催年度の6月末まで</p> <p>開催年度の6月末まで</p>

番 号
年 月 日

社団法人 日本 獣 医 師 会
会 長 様

平成__年度 獣医学術__地区学会会長
社団法人 獣医師会会長

印

平成__年度 獣医学術__地区学会の開催計画

平成__年度 獣医学術__地区学会の開催計画等を下記のとおり報告します。

記

1 開催日時及び場所：(分野別地区学会ごとに日時及び場所が異なる場合は、それぞれ記入してください。)

(1)開催日時；平成__年__月__日() : ~ :

(2)開催場所；名 称：_____

住 所：_____

2 日本獣医師会協賛金の額と送金先：

(1)請求金額；_____万円

(分野別地区学会ごとに 万円及び1地区につき 万円)

(2)送 金 先；銀行名 _____銀行 _____支店

口座番号(普通・当座) _____

口座名(フリガナ) _____

3 収支予算：(獣医学術地区学会開催全体の収支予算を記載してください。)

【収入の部】

区 分	予算額(円)	備 考
自 己 負 担 金		開催担当獣医師会等
参 加 費 収 入		参加費を徴収した場合
日本獣医師会協賛金		日本獣医師会
その他協賛金収入		協賛金(掲載料、出展料等)収入
そ の 他 の 収 入		利息等
合 計		

【支出の部】

区 分	予算額(円)	備 考
会 場 ・ 施 設 費		会場借料、設営費、看板代等
学 会 運 営 費		運営委託費、会議費等
旅 費 ・ 謝 金		地区学会幹事、講演者等旅費、謝金
印 刷 費		学会プログラム等印刷費
事 務 費 等		通信運搬費、事務消耗品費、賃金等
そ の 他		予備費等
合 計		

番 号
年 月 日

社団法人 日本 獣 医 師 会
会 長 様

平成__年度 獣医学術__地区学会会長
社団法人 獣医師会会長

印

平成__年度 獣医学術__地区学会会長賞の選考結果の報告

平成__年度 獣医学術__地区学会の地区学会会長賞受賞演題等を下記のとおり報告します。

記

【日本産業動物獣医学会(地区)】

演 題 名 : _____

受賞者氏名(所属) : _____ (_____)

選考理由 : _____

【日本小動物獣医学会(地区)】

演 題 名 : _____

受賞者氏名(所属) : _____ (_____)

選考理由 : _____

【日本獣医公衆衛生学会(地区)】

演 題 名 : _____

受賞者氏名(所属) : _____ (_____)

選考理由 : _____

注：地区学会会長賞の報告にあたっては、選考理由を詳しく記述してください(別紙に記載も可)

社団法人 日本獣医師会
会 長 様

平成__年度 獣医学術__地区学会会長
社団法人 獣医師会会長

印

平成__年度 獣医学術__地区学会の完了報告

平成__年度 獣医学術__地区学会を完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 開催日時及び場所：(分野別地区学会ごとに日時及び場所が異なる場合は、それぞれご記入ください。)

(1)開催日時；平成__年__月__日() : ~ :

(2)開催場所；名 称：_____

住 所：_____

2 口頭発表演題数：産業動物；__題、小動物；__題、公衆衛生；__題、合計；__題

3 参加人数(分野別地区学会を合算した合計の人数で可)：_____名(地方会別参加人数を別添のこと。)

4 生涯研修事業ポイントシール配布状況：

1 P...__名、2 P...__名、3 P...__名、4 P...__名、5 P...__名

総配布人数__名、総配付ポイント数__ポイント

5 次年度 獣医学術地区学会主催地方獣医師会：_____獣医師会

6 収支決算(獣医学術地区学会開催全体の収支決算を記載してください)：

【収入の部】

区 分	決算額(円)	備 考
自 己 負 担 金		開催担当獣医師会等
参 加 費 収 入		参加費を徴収した場合
日本獣医師会協賛金		日本獣医師会
その他協賛金収入		協賛金(掲載料、出展料等)収入
そ の 他 の 収 入		利息等
合 計		

【支出の部】

区 分	決算額(円)	備 考
会 場 ・ 施 設 費		会場借料、設営費、看板代等
学 会 運 営 費		運営委託費、会議費等
旅 費 ・ 謝 金		地区学会幹事、講演者等旅費、謝金
印 刷 費		学会プログラム等印刷費
事 務 費 等		通信運搬費、事務消耗品費、賃金等
そ の 他		予備費等
合 計		

7 添付書類等： 学会プログラム(講演要旨集)8部 データ(pdf)化した講演要旨(抄録)を記録したCD-ROM等

番 号
年 月 日

社団法人 日本 獣 医 師 会
会 長 様

平成__年度 獣医学術__地区学会会長
社団法人 獣医師会会長

印

学術分野別地区学会長等の決定の報告

このたび、獣医学術 地区学会における学術分野別地区学会長、地区副学会長、地区学会幹事を下記のとおり決定したので報告します。

記

【日本産業動物獣医学会（ 地区）】

職 名	氏 名	勤 務 先 名 所 属 地 方 会 名	勤務先役職 地方会役職
地区学会長			
地区副学会長			
地区学会幹事			

〔任期：平成 年 月 日～平成 年 月 日〕

【日本小動物獣医学会（ 地区）】

職 名	氏 名	勤 務 先 名 所 属 地 方 会 名	勤務先役職 地方会役職
地区学会長			
地区副学会長			
地区学会幹事			

〔任期：平成 年 月 日～平成 年 月 日〕

【日本獣医公衆衛生学会（ 地区）】

職 名	氏 名	勤 務 先 名 所 属 地 方 会 名	勤務先役職 地方会役職
地区学会長			
地区副学会長			
地区学会幹事			

〔任期：平成 年 月 日～平成 年 月 日〕

勤務先の名称・役職と、所属する地方獣医師会名・役職をそれぞれ記載してください。
必要に応じて地区学会幹事の数を変更してください。

番 号
年 月 日

社団法人 日本 獣 医 師 会
会 長 様

平成__年度 獣医学術__地区学会会長
社団法人 獣医師会会長

印

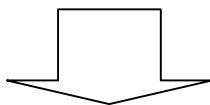
学術分野別地区学会幹事の異動の報告

学術分野別地区学会幹事の異動があったので、下記のとおり報告します。

記

〔学術分野別学会名(地区)〕

旧	職 名	氏 名	勤 務 先 名	勤務先役職
			所 属 地 方 会 名	地方会役職



新	職 名	氏 名	勤 務 先 名	勤務先役職
			所 属 地 方 会 名	地方会役職

番 号
年 月 日

社団法人 日本獣医師会
会 長 様

平成__年度 ____地区を構成する地方獣医師会を代表する地方獣医師会会長
社団法人 獣医師会会長

印

〔 地区連合獣医師大会 〕の開催計画

〔 地区連合獣医師大会 〕を開催するに当たり、農林水産省、環境省、厚生労働省の後援名義使用の許可を受けて開催したいので、開催計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 大会の名称： _____
- 2 主催者： _____
- 3 開催日時・場所： (1) 開催日時；平成__年__月__日() : ~ : _____
(2) 開催場所；名 称： _____
住 所： _____

- 4 収 支 予 算： (大会に係る予算額のみ(地区学会の予算額を除く)記入してください。)

【収入の部】

区 分	予算額(円)	備 考
自己負担金		開催担当獣医師会等
補助金等		県、市等
その他の収入		協賛金等
合 計		

【支出の部】

区 分	予算額(円)	備 考
会場・施設費		会場借料、設営費、看板代等
会議費		会議費等
旅費・謝金		役員・講演者等旅費、謝金
印刷費		大会誌等印刷費
事務費等		通信運搬費、事務消耗品費、賃金等
合 計		

- 5 添付書類等：主催団体の定款

番 号
年 月 日

社団法人 日本 獣 医 師 会
会 長 様

平成__年度 ____地区を構成する地方獣医師会を代表する地方獣医師会会長
社団法人 獣医師会会長

印

〔 地区連合獣医師大会 〕 の完了報告

農林水産省、環境省、厚生労働省の後援名義を使用した〔 地区連合獣医師大会 〕が終了したので、開催結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 大会の名称： _____
- 2 主催者： _____
- 3 開催日時・場所： (1) 開催日時；平成__年__月__日() : ~ : _____
(2) 開催場所；名 称： _____
住 所： _____

4 収 支 決 算：(大会に係る決算額のみ(地区学会の決算額は除く)を記入してください。)

【収入の部】

区 分	決算額(円)	備 考
自 己 負 担 金		開催担当獣医師会等
補 助 金 等		県、市等
そ の 他 の 収 入		協賛金等
合 計		

【支出の部】

区 分	決算額(円)	備 考
会 場 ・ 施 設 費		会場借料、設営費、看板代等
会 議 費		会議費等
旅 費 ・ 謝 金		役員・講演者等旅費、謝金
印 刷 費		大会誌等印刷費
事 務 費 等		通信運搬費、事務消耗品費、賃金等
合 計		

5 添 付 書 類 等：大会プログラム(8部、但し地区学会の講演要旨集と同じ冊子の場合は、地区獣医師大会・地区学会分を合わせて8部で可)

番 号
年 月 日

農林水産省 消費・安全局長 様
環境省 自然環境局長 様
厚生労働省 医薬食品局長 様
厚生労働省 健康局長 様

~~~~~それぞれ作成してください（は連名で作成してください）~~~~~

平成\_\_年度 \_\_\_\_\_地区を構成する地方獣医師会を代表する地方獣医師会会長  
社団法人 獣医師会会長

印

〔 地区連合獣医師大会 〕に係る臨場申請について

平成××年××月××日付け××日獣発第××号により後援名義使用の許可申請をいたしました標記の大会につきましては、下記次第により開催することとしております。

については、要務ご繁忙の折、誠に恐縮に存じますが、本大会にご臨席のうえご祝辞を賜りたく、ご高配の程よろしく申し上げます。

記

- 1 開催日時：平成 年 月 日( ) : ~ :
- 2 開催場所：会場名(住所、電話)
- 3 大会次第：
  - (1)開 会
  - (2)大会長挨拶
  - (3)日本獣医師会長挨拶
  - (4)来賓祝辞
    - 農林水産省 消費・安全局長 (予定時刻 : )
    - 環境省 自然環境局長 (予定時刻 : )
    - 厚生労働省 医薬食品局長
    - 厚生労働省 健康局長 } (予定時刻 : )
    - 知事、市長等
  - (5)功労者表彰・学会表彰
  - (6)大会議事
  - (7)決議宣言
  - (8)特別講演
  - (9)閉 会

番 号  
年 月 日

社団法人 日本獣医師会  
会 長 様

平成\_\_年度 \_\_\_\_地区を構成する地方獣医師会を代表する地方獣医師会会長  
社団法人 獣医師会会長

印

〔 地区連合獣医師大会 〕に係る臨場申請について

〔 地区連合獣医師大会 〕は、下記のとおり開催することいたしましたので、要務ご繁忙の折り誠に恐縮に存じますが、ご臨席のうえ祝辞を賜りたく、お願いします。

記

- 1 開催日時：平成 年 月 日( ) : ~ :
- 2 開催場所：会場名(住所、電話)
- 3 大会次第：(1)開 会  
(2)大会長挨拶  
(3)日本獣医師会長挨拶 (予定時刻 : )  
(4)来賓祝辞  
農林水産省 消費・安全局長  
環 境 省 自然環境局長  
厚生労働省 医薬食品局長(または健康局長)  
知事、市長等  
(5)功労者表彰・学会表彰  
(6)大会議事  
第1号議案：  
第2号議案：  
第3号議案：  
第4号議案：  
(7)決議宣言  
(8)特別講演  
(9)閉 会

【大会以外に臨席を希望する関連会議・交流会等】

< 例 >

- 1 \_\_\_\_地区獣医師会連合会役員会 月 日( ) 時~ 時 会場：
- 2 関連委員会 月 日( ) 時~ 時 会場：
- 3 歓迎交流会 月 日( ) 時~ 時 会場：

## 4 日本獣医師会獣医学術賞表彰等規程 (平成23年3月25日一部改正・平成22年度第4回理事会決議)

### (目的)

第1条 この規程は、獣医学術の振興・普及及び調査研究に関し著しく貢献した者に対し、社団法人日本獣医師会(以下、「本会」という。)が獣医学術賞(以下、「賞」という。)を授与してこれを表彰するとともに、さらなる調査研究を奨励することにより、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として定めるものである。

### (賞の区分及びその対象となる業績)

第2条 賞の区分及びその対象となる業績は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 産業動物部門

獣医学術奨励賞：産業動物獣医学に関する研究論文であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術学会賞：産業動物獣医学に関する研究発表であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術功労賞：産業動物獣医学に関する学術の振興・普及に著しく功労のあった業績

#### (2) 小動物部門

獣医学術奨励賞：小動物獣医学に関する研究論文であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術学会賞：小動物獣医学に関する研究発表であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術功労賞：小動物獣医学に関する学術の振興・普及に著しく功労のあった業績

#### (3) 公衆衛生部門

獣医学術奨励賞：獣医公衆衛生学に関する研究論文であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術学会賞：獣医公衆衛生学に関する研究発表であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術功労賞：獣医公衆衛生学に関する学術の振興・普及に著しく功労のあった業績

- 2 前項各号に掲げる各賞の選考の対象となる業績の細部に係る事項等は、会長が別に定める日本獣医師会獣医学術賞選考要領（以下、「選考要領」という。）の定めるところによる。

#### （被表彰者）

第3条 被表彰者は、獣医学術の振興・普及及び調査研究の向上に著しく貢献した個人又は団体とする。

- 2 賞の選考は、毎年度ごとに行うこととし、各年度の被表彰者の数は、前条第1項各号に定める各賞別に1名又は1研究集団とする。

#### （賞の内容）

第4条 第2条第1項各号に定める賞別に、本賞（賞状）及び副賞（調査研究奨励費）を被表彰者にそれぞれ授与するとともに、本賞は会長から、副賞は動物関連産業界等の協賛者から授与する。

#### （賞の選考）

第5条 賞の審査及び選考は、本会定款第39条に定める学会に設置した獣医学術功績者選考委員会（以下、「委員会」という。）が、第2条第2項の規定に基づき定めた選考要領により行う。

#### （委員会の構成等）

第6条 委員会は、第2条第1項に掲げる部門別に各5名以内の委員をもって構成し、会長が獣医学術に関する研究業績を有する者の中から選任して委嘱することとし、委員の任期は、日本獣医師会学会運営規程第4条第4項の規定に基づく学会幹事の任期とする。なお、獣医学術学会賞の審査及び選考に充てるため委員若干名を増やすことができる。

- 2 委員会に委員長1名及び副委員長3名を置く。
- 3 委員長は、本会定款第39条に定める学会を担当する本会の職域理事があたる。また、副委員長は、第2条第1項に掲げる各部門別に委員の互選によりそれぞれ1名を選任する。
- 4 委員長は、委員会を統括する。また、副委員長は、その属する部門をそれぞれ総括して委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長3名の互選によりそのうちの1名がその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 委員会の議決は、出席委員の3分の2の賛成を必要とする。
- 6 委員がやむを得ない理由により委員会に出席できないときは、その属する部門の副委員長に委任状を提出して当該副委員長に前項の議決を委任することができる。



**(選考結果の報告)**

第7条 委員長は、被表彰者を決定したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

**(被表彰者の発表及び表彰等)**

第8条 被表彰者の発表及び表彰は、本会の獣医学術学会年次大会及び日本獣医師会雑誌の誌上において行い、また、受賞業績名、受賞者名、受賞理由の内容は、日本獣医師会雑誌の誌上及び日本獣医師会ホームページにおいて公表する。

**(規格外事項)**

第9条 この規程に定めのない事項については、会長が委員長と協議の上決定する。

**(雑 則)**

第10条 この規程の改廃は、会長が理事会の議決を経て行わなければならない。

**附 則 (平成21年9月7日制定・平成21年度第3回理事会承認)**

- 1 この規程は、平成21年9月7日から施行する。
- 2 社団法人日本獣医師会獣医学術奨励賞表彰規程(平成11年7月1日制定)は廃止する。

**附 則 (平成23年3月25日一部改正・平成22年度第4回理事会決議)**

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。



## 5 日本獣医師会獣医学術賞選考要領

(平成21年9月7日付け21日獣発第153号・平成23年3月25日一部改正)

日本獣医師会獣医学術賞表彰等規程(以下「表彰規程」という。)第5条の規定に基づく獣医学術賞に係る被表彰者の審査及び選考に関する事項は、この要領の定めるところによる。

第1条 表彰規程第2条第1項各号に規定する獣医学術賞の獣医学術奨励賞、獣医学術学会賞及び獣医学術功労賞(以下、「各賞」という。)の選考の対象となる業績は、次に掲げるものとする。

- 1 獣医学術奨励賞の対象となる業績は、日本獣医師会雑誌編集等規程(平成21年5月25日付け21日獣発第64号)第1条に規定する日本獣医師会雑誌の学会学術誌に掲載された獣医学術の振興・普及及び調査研究の推進に関する学術論文等(原著又は短報)であって、選考日の属する年の7月以前2年間に掲載されたもの
- 2 獣医学術学会賞の対象となる業績は、選考日の属する年度の日本獣医師会獣医学術学会年次大会において地区学会長賞受賞講演として講演されたもの
- 3 獣医学術功労賞の対象となる業績は、表彰規程第2条に定める部門別に、それぞれ獣医学術の振興・普及に著しく功労のあった業績であって、会長が別に定めるところによる募集要領に基づき推薦を受けたもの

なお、表彰規程第6条に規定する委員会(以下「委員会」という。)の委員は、獣医学術功労賞の対象となる業績を推薦することはできない

第2条 委員会における各賞の被表彰者の審査と選考は、それぞれ部門別に行い、被表彰者の決定は、委員会の合議に基づいて行う。

第3条 委員会の委員もしくは委員の業績が選考に付された場合、当該委員は、その対象となる各賞の選考に加わることはできない。

第4条 この要領に定めのない事項は、会長が委員長と協議の上、決定する。

第5条 この要領の改廃は、委員会の議決を経て、会長が行わなければならない。

附 則（平成 21 年 9 月 7 日制定（平成 21 年 9 月 7 日付け 21 日獣発第 152 号））

- 1 この要領は、平成 21 年 9 月 7 日から施行する。
- 2 社団法人日本獣医師会獣医学術奨励賞選考要領（平成 11 年 6 月 24 日制定）は、廃止する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日一部改正（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 日獣発第 370 号））

- 1 この一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

# 日本獣医師会雑誌編集・提供事業関係

## 1 日本獣医師会雑誌編集等規程 (平成21年5月25日付け21日獣発第64号)

### (目的)

第1条 この規程は、獣医学術の振興・普及とともに、獣医専門技術及び知識の普及・啓発や獣医事情の提供を通じての獣医師専門職の人材養成に資するため、日本獣医師会が編集及び発行(以下「編集等」という。)する日本獣医師会雑誌(以下「日獣会誌」という。)の編集等に関する事項を定めたものである。

なお、日獣会誌うち、社団法人日本獣医師会定款第39条において規定する学会が編集する学会学術誌に関する事項(第2条及び第5条から第9条に定める事項を除く。)については、別に定めるところによるものとする。

### (編集発行者)

第2条 日獣会誌の編集等の責任者として編集発行者を置く。編集発行者には、日本獣医師会専務理事をあてる。

### (委員会の設置等)

第3条 日本獣医師会会長(以下「会長」という。)は、日獣会誌の編集等(第1条に規定する学会学術誌に関する事項を除く。)を円滑に行うため、日本獣医師会職域別部会委員会運営規程第6条の規定に基づく個別委員会として日本獣医師会雑誌編集委員会(以下、この規程において「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、7人以内の委員をもって構成し、会長がこれを委嘱する。ただし、会長が必要と認めた場合、委員を若干人増やすことができる。
- 3 委員会の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。委員長には、編集発行者をあてることとし、副委員長は委員の互選により選任する。
- 5 委員長は、委員会を総括し、副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 委員会は、会長が招集し、原則として2カ月に1回開催する。

### **(委員会の職務)**

第4条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 編集方針に関する事項
- (2) 投稿規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 投稿原稿の審査及び採否に関する事項
- (4) 編集等の企画に関する事項
- (5) その他編集等に関する上記第1号から第4号以外の事項

### **(日獣会誌の発行)**

第5条 日獣会誌は、月1回発行する。ただし、必要に応じ増刊又は減刊することができる。

### **(著作権)**

第6条 日獣会誌に掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、日本獣医師会に帰属する。

2 日獣会誌を利用しようとする者は、あらかじめその利用につき編集発行者の許可を得なければならない。

### **(協賛等)**

第7条 日獣会誌には、日獣会誌の発刊に協賛する団体又は個人による協賛の広告等掲載することができる。

2 編集方針に沿わない等掲載することが適当でないと思われるものについては、必要に応じ、委員会の意見を聴いて掲載しないことができる。

### **(事務局)**

第8条 編集等に係わる事務は、日本獣医師会事務局において所掌する。

### **(雑則)**

第9条 この規定に定めのない事項は、会長が決定する。

附 則(平成21年5月25日付け21日獣発第64号)

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 日本獣医師会会報編集委員会規程(平成2年7月17日制定)は、廃止する。

## 2 日本獣医師会雑誌投稿規程 (平成21年6月17日・日本獣医師会雑誌編集委員会制定)

### (目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会雑誌編集等規程(以下「編集規程」という。)第4条の規定に基づき、日本獣医師会雑誌(以下「日獣会誌」という。)の原稿の投稿方法及び編集の区分等に関する事項を定めるものである。

なお、編集規程第1条のなお書に規定したとおり、日獣会誌のうち学会学術誌に関する事項は、別に定めるところによる。

### (編集の区分)

第2条 日獣会誌(学会学術誌部分を除く。以下、同様)の編集の区分は、原則として次のとおりとする。

- (1) 論説：獣医師及び動物医療(獣医学術並びに動物の福祉及び愛護等の関連分野を含む。以下、同様)に関する関係分野における諸問題等の論評、今後の展望等
- (2) 総説：動物医療に関する国内外の調査・研究等に関する動向等の包括的解説
- (3) 会議報告：日本獣医師会関係会議及びその他の関係会議等の開催報告
- (4) 解説・報告：動物医療関係の制度及び事業並びに最新情報等の解説及び報告等
- (5) 学術・教育：獣医学術、教育に関する解説及び報告等
- (6) 行政・獣医事：行政機関等からの通知等の解説及び報告等
- (7) 資料：動物医療関係の統計、海外動物衛生事情等の紹介
- (8) 意見：獣医師、動物医療関係機関等に対する要望・意見等
- (9) 診療室：動物医療に関する日常の経験・体験等に基づく話題・意見等
- (10) 紀行・見聞：動物医療に関する国内外での紀行・見聞・調査等
- (11) 行事等案内(報告)：動物医療関係行事(大会、研修会、講習会等)の案内(報告)
- (12) 募集：動物医療関係者等の人材募集、動物医療関係行事等への参加募集等
- (13) 異動(移動)通知：動物医療関係者等の人事異動、又は動物医療関係施設、団体等の事務所等の移動の通知
- (14) 紹介：動物医療関係事業及び行事等の他、人物、動物医療関係の図書(書評)・物品等の紹介
- (15) 表彰：動物医療関係者の叙勲・表彰等
- (16) 訃報：動物医療関係者等の訃報
- (17) 事務局日誌：動物医療に関する関連会議・行事等の日誌報告

(18) 獣医師生涯研修事業のページ：生涯研修のページQ & A（生涯研修の問題・解答と解説）及び生涯研修事業ポイント取得対象プログラムの案内等

(19) 馬耳東風：後書きコラム

2 編集の区分は、第1項の規定によるほか、必要に応じ編集規程第3条の規定に基づき設置された委員会において追加等を行うことができる。

### （投稿要領等）

第3条 投稿原稿は、原則として未刊行のものとする。

第4条 投稿の要領は、次のとおりとする。

(1) 原稿を筆記具で執筆する場合は、A4判400字詰め原稿用紙を用い、横書きとする。

(2) 原稿をパソコン及びワープロ等で作成する場合は、A4判用紙1頁を400字（20字×20行）とし、行間を十分に開けて横書きのうえ、原則として、電子記憶媒体（CD-R、メモリースティック等）を次に定めるところに従って同封する。

(3) 電子記憶媒体のラベルには、氏名、所属機関名、使用OS・ソフト名及びバージョン、保存ファイル名を明記する。さらに表・図（写真：画質を問われるものを除く）等も可能であれば、同様に保存する。

(4) 電子メールで投稿する場合は、(2)～(3)に基づき作成した原稿を添付ファイルとし、件名、発信者名を明確にして送付する。

(5) 投稿の主な掲載区分ごとの原稿の制限枚数は、原則として次のとおりとする。

| 掲載区分  | 原稿制限枚数 |
|-------|--------|
| 論説    | 18枚    |
| 総説    | 30枚    |
| 解説・報告 | 30枚    |
| 資料    | 12枚    |
| 意見    | 6枚     |
| 診療室   | 6枚     |
| 紀行・見聞 | 12枚    |

(注)：原稿枚数は、400字詰め原稿用紙を使用した場合。

### （執筆要領）

第5条 投稿原稿の執筆要領は、次のとおりとする。

(1) 用語：原稿の記述は、すべて和文、現代かなづかいを使用し、漢字は、専門用語を



除いて常用漢字の範囲にとどめる。また、略称を使用する場合は、文中の初めて使用する箇所で完全な単語を掲げ、その後に略称をカッコ内に表示する。

(2) 本文：1頁目の最上段に標題、著者名、所属機関の名称（執筆時の著者の所属先）及び所在地（郵便番号を含む）を記載する。また、最終頁の最下段には著者（又は連絡責任者）の所属（現所属先）、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを明記する。

(3) 図・表・写真：図（イラストレーションを含む）・表は、黒インクでA4判の白紙又は青色方眼紙を用い、原図から直接製版できるよう作成し、標題を明記する（表は、縦罫線を入れない）。

写真は、白黒でコントラストの明瞭なもので原寸印刷が可能なもの（必要部分を横7.8 cm、縦6.0 cm又は横15.5 cm、縦10.0 cmに整形）をA4判の台紙に貼付（コーナーのみを糊付け）し、説明等を記載する。なお、デジタル画像を用いる際は、明瞭な印刷ができるよう光沢紙等の専用紙を用いる。

図・表・写真は、原稿の最後にまとめて添付し、さらに、それらの挿入位置を本文の右欄外に赤字で明記する。

### （原稿の取扱い）

第6条 原稿の採否、掲載順序等は、委員会で決定する。

第7条 本規程を逸脱する原稿、編集方針と相違する原稿等については内容の変更（加筆、削除、書き直し等）を求めるか、又は不採用とすることがある。

第8条 投稿原稿は、原則として返却しない。

### （著作権及び引用・転載）

第9条 日獣会誌の著作権は、編集規程第6条に定めたとおり日本獣医師会に帰属する。

2 これを利用しようとする者は、あらかじめその利用につき編集発行者の許可を得なければならない。

第10条 投稿原稿について、他著者の論文等を引用・転載する場合は、著作権保護のため、著者及び出版社の許諾を受けるとともに、原稿に出典を明記すること。ただし、引用文献とした場合は、この限りでない。

### （原稿送付先）

第11条 投稿原稿の送付先は、委員会事務局（下記）とする。

第12条 編集発行者が依頼して日獣会誌に掲載する原稿についても前記第4条から第11条に準じ処理する。

**( 雑 則 )**

第 13 条 投稿原稿に関する照会先は、委員会事務局とする。

第 14 条 この規程に定めのない事項は、委員会で協議し、これを編集発行者が処理する。

附 則 (平成 21 年 6 月 17 日・日本獣医師会雑誌編集委員会制定)

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。
- 2 日本獣医師会会報投稿規程 (平成 2 年 10 月 5 日制定) は、廃止する。

**【原稿の送付先及び投稿に関する照会先】**

〒107 - 0062 東京都港区南青山 1 - 1 - 1  
新青山ビルヂング西館 23 階  
日本獣医師会雑誌編集委員会事務局

TEL : 03 - 3475 - 1601

FAX : 03 - 3475 - 1604

e mail : info@nichiju.lin.gr.jp

### 3 日本獣医師会学会学術誌編集等規程 (平成23年3月25日付け22日獣発第367号)

#### (目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会雑誌編集等規程第1条の規定に基づき日本獣医師会雑誌のうち社団法人日本獣医師会定款(以下「定款」という。)第39条において規定する学会が編集する日本獣医師会学会学術誌(以下「学会学術誌」という。)の編集等に関する事項を定めたものである。

#### (学会学術誌の構成)

第2条 学会学術誌は、次の各号に掲げる獣医学術に関連する部門(以下「獣医学術部門」という。)をもって構成する。

- (1) 産業動物臨床・家畜衛生関連部門
- (2) 小動物臨床関連部門
- (3) 獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門

#### (学会学術誌の編集等)

第3条 学会学術誌の編集は、日本獣医師会学会運営規程(以下「運営規程」という。)第7条第1項第4号に基づき設置する獣医学術学会誌編集委員会(以下「委員会」という。)が行う。

- 2 委員会は、委員長1人及び学会学術誌の編集を行う委員30人以内をもって構成し、委員は日本獣医師会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。
- 3 委員の任期は、定款第17条の規定に基づく日本獣医師会の役員の任期が終了する前年度の年度末とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、運営規程第3条において規定する学会会長があたる。
- 5 委員会には、獣医学術部門ごとに副委員長を各1人置く。副委員長は委員長が指名する。
- 6 委員長は、委員会を統括する。また、副委員長は担当する獣医学術部門の編集を総括し、委員長を補佐する。
- 7 委員会は、会長が招集する。

## (委員会の職務)

第4条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 編集方針に関する事項
- (2) 投稿規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 投稿原稿の審査及び採否に関する事項
- (4) 編集等の企画に関する事項
- (5) その他編集等に関する上記第1号から第4号以外の事項

附 則(平成22年度第4回理事会決議による平成23年3月25日付け22日獣  
発第367号)

- 1 この日本獣医師会学会学術誌編集等規程(以下「編集規程」という。)は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 編集規程の施行に伴い、日本産業動物獣医学会誌編集委員会規程、日本小動物獣医学会誌編集委員会規程及び日本獣医公衆衛生学会誌編集委員会規程(平成2年2月27日制定。以下「各編集委員会規程」という。)は、廃止する。
- 3 この編集規程の施行時において、各編集委員会規程に基づき委嘱を受けた各学会誌編集委員会の委員は、第3条第2項の規定に基づき、獣医学術学会誌編集委員会委員として本会会長が委嘱した者とする。  
なお、第3条第4項で規定する学会会長が選任されるまでの間は、第3条第2項の規定に基づく委員長については、日本獣医師会定款施行細則第6条第2項第2号に定める別表3の学術・教育・研究担当職域理事があたり、また、第3条第5項の規定に基づく副委員長については、各編集委員会規程による各学会誌編集委員会の委員長とされた者をあてる。
- 4 各編集委員会規程により置かれた学会誌編集委員会委員のうち、附則第2の規定により、第3条2項の規定に基づく獣医学術学会誌編集委員会委員とされた者の任期については、第3条3項の規定に基づく任期に相当する期間まで延長することができる。

## 4 日本獣医師会学会学術誌投稿規程

(平成23年4月1日・日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会制定)

### (目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会学会学術誌編集等規程(以下「編集規程」という。)第4条第2号の規定に基づき、編集規程第1条に規定する学会学術誌への投稿方法、投稿区分等投稿に関する事項を定めるものである。

### (投稿資格及び条件)

第2条 筆頭著者となることのできる者は、社団法人日本獣医師会定款施行細則第2条の2第1項で定める日本獣医師会の会員構成獣医師又は社団法人日本獣医師会定款第13条第1項で定める賛助会員(個人に限る。)とするが、これ以外の者が筆頭著者となるにあたっては、原則として別に定める投稿料を納付するものとする。

2 投稿の条件は、次のとおりとする。

(1) 投稿原稿の範囲は、獣医学術の振興・普及及び調査研究の推進に関する学術論文等とし、他誌へ未発表かつ未投稿のものとする。

(2) 投稿原稿の根拠とする症例又は動物実験における動物の取り扱いは、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)に基づき、動物愛護の趣旨に則し、適正な対応がなされており、動物を用いた研究は、次の条件を満たしていなければならない。

イ 人又は動物の保健衛生に関する学術の進歩及び社会福祉の向上のために十分意義あるものであること。

ロ 必要最小限の数の動物を用いており、他の手段では代替できないものであること。

ハ 動物の不必要な苦痛を避けるために十分な獣医学的配慮がなされていること。

### (原稿の受付日及び採用日)

第3条 投稿原稿は、事務局に到着した日を受付日とし、日本獣医師会学会運営規程第7条第1項第4号に基づき設置する獣医学術学会誌編集委員会(以下「委員会」という。)が採択を決定した日を採用日とする。

### (原稿審査の手順等)

第4条 投稿原稿の審査及び採否に係る事項は、次の手順により行う。

(1) 事務局に投稿された原稿については、編集規程第3条第4号で定める委員長及び同

条第5号で定める副委員長により受付の可否を判断する。

- (2) 受付けた原稿は、副委員長が編集委員の中から選任する担当編集委員により審査に付される。
- (3) 担当編集委員は、内容に応じて専門家に原稿の審査を依頼することができる。
- (4) 担当編集委員は、審査の結果、新規性、有用性、信頼性、論文の完成度等をもって本誌への掲載が適正と判断した原稿について採択する。ただし、審査の過程で著者へ修正を求め、再審査を行うことがある。
- (5) 採択された原稿は原則として採用順に掲載し、不採用とされた原稿は委員長及び副委員長の確認を経て、速やかに著者へ返送される。

### (投稿の区分)

第5条 学会学術誌の投稿区分は、原則として次のとおりとする。

- (1) 総説： 学界において認められた業績、最近の国内外の研究又は獣医界の研究動向等を解説したもの
- (2) 原著： 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する研究論文
- (3) 短報： 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する新しい知見、症例報告等、速報的な短い論文
- (4) 技術講座： 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する技術及び検査方法等を教育的に解説したもの
- (5) 資料： 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する学術情報、統計等を解説的に紹介したもの

2 投稿区分は、前項の規定によるほか、必要に応じ委員会において希望投稿区分を変更、そのものに限定した区分名称を付すことができる。

### (投稿要領)

第6条 投稿要領は、次のとおりとする。

- (1) 投稿原稿には、別紙様式による投稿票に所定の事項を記載したものを同封する。
- (2) 投稿原稿は、正副あわせて4部を提出するものとする。
- (3) 原稿は、A4判400字詰め原稿用紙を用い、横書きとする。また、ワープロを使用して原稿を作成する場合は、A4判用紙を使用し、1頁(片面)を25字×24行として行間を十分あけ、明朝体を用い横書きでページを付す。
- (4) 原稿の枚数【表題、和文要約、英文要約(SUMMARY)、本文、図(写真を含む)・表等すべて】及び刷り上り頁数は、次の表のとおりとする。なお、これを超過している場合は、投稿原稿を受け付けないことがある。

掲載区分と投稿原稿枚数

| 掲載区分   | 投稿原稿枚数                       |                       | 刷り上り頁数 |
|--------|------------------------------|-----------------------|--------|
|        | 400字詰原稿用紙<br>(25字×16行)       | A4判ワープロ等<br>(25字×24行) |        |
| 総説     | 36枚                          | 24枚                   | 6頁以内   |
| 原著     | 30枚                          | 20枚                   | 5頁以内   |
| 短報     | 24枚                          | 16枚                   | 4頁以内   |
| 技術講座   | 24枚                          | 16枚                   | 4頁以内   |
| 資料     | 12枚                          | 8枚                    | 2頁以内   |
| 学会関係情報 | 学会の活動状況、関連集会の開催等、学術関係情報の提供など |                       |        |

(5) 原稿は、封筒の表面左側に「産業動物臨床・家畜衛生関連部門原稿」、「小動物臨床関連部門原稿」又は「獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門原稿」と投稿を希望する獣医学術部門名を明示したうえで、事務局あてに送付する。ただし、必要に応じ委員会において投稿を希望する学術部門を変更することがある。

(執筆要領)

第7条 執筆要領は、次のとおりとする。

(1) 原著及び短報

イ 用語： 原稿の記述はすべて和文とし、現代かなづかいを使用する。漢字は専門用語を除いて常用漢字の範囲にとどめる。また、略称を使用する場合は、論文中で初めて使用する箇所で完全な単語を掲げ、その後に略称をカッコ内に表示する。学名及び常用されているラテン語等、イタリックで示すものにはアンダーラインを付す。数字は算用数字を用い、度量衡の単位及び略語はCGS単位またはSI単位を用いる。また、数字及び英字は2字で1文字とし、ワープロの場合は半角文字を用いる。

〔例〕度量衡の単位及び略語：

mol、mmol、N、%、m、cm、mm、 $\mu$ m、nm、pm、 $cm^2$ 、k、d、m、 $\mu$ 、kg、g、mg、 $\mu$ g、ng、pg、hr、min、sec、rpm、Hz、Bq、cpm、dpm、ppm、ppb、J、pH、LD<sub>50</sub>、IU、kDa

外国語 - 外国人名、外国機関名等は、原語のまま第1字を大文字で記述する。ただし、国名、地名等は原則としてカタカナで表示する。

動植物名 - 動植物名は、原則として漢字を使用する。ただし、一般的に使用されているものに限り、それ以外のものはカタカナで表示する。

薬品・機器名 - 薬品名は、原則として一般名または局方名を使用し、カタカナで表示する。また、機器名等は原則として一般に使われている名称を和文で表示する。

- ロ 第1頁(表紙): 最上段左側に部門名、希望投稿区分及び「新規」(新規投稿原稿の場合)あるいは「継続」(継続審査原稿の場合)の表示を赤字で明記する。次いで、表題、著者名、所属機関名及び所在地住所(郵便番号を含む)を和文で記載する。表題は、研究内容を的確かつ端的に表現したものとし、原則として副題は付けない。著者の所属は、研究実施時の所属機関とする。ただし、筆頭著者に所属の異動があった場合は、著者が希望すれば、現所属機関名及び住所を付記することができる。また、最下段には連絡責任者の所属、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを記入し、別刷を希望する場合には必要部数を赤字で明記する。さらに、表題が28字を超える場合には、28字以内の柱(ランニングヘッド)を記入する。
- ハ 第2頁(和文要約): 字数は360字以内とし、論文内容を要約して明確に述べる。要約の最下段には、原著では5語以内、短報では3語以内の日本語のキーワードを英文のKey wordsに対応する順で記載する。
- ニ 第3頁(英文要約(SUMMARY)): 英文の表題、著者名、筆頭著者の所属機関名及び所在地住所(郵便番号を含む)を記載する。筆頭著者の所属機関は研究実施時のものとする。ただし、所属の異動があった場合は、著者が希望すれば現所属機関及び住所を付記することができる。次いで、250ワード以内の英文要約を行間を広げて記載する。英文要約(SUMMARY)の最下段にはKey wordsをA B C順に記載する。
- ホ 第4頁以降は本文とし、原則として次の項目に区分して記述する。ただし、短報では必ずしも項目別に区分して記述する必要はないが、内容はこれらの項目に従って記述する。なお、記述にあたっては、数字を用いて項目分けすることはしない。
- 緒言 = 見出しは付けず、研究目的を理解するうえで必要な背景に的を絞って、問題点を明確に記述する。
- 材料及び方法 = 実験の追試ができるような内容で記述する。入手容易な文献に記載された方法等を使用する場合は、文献引用のみとし、改めて方法等を記述する必要はないが、入手困難な文献、部分的修正を加えた方法を用いる場合等には、簡明に内容を記述する。ま



た、新しい方法、複雑な方法等は、詳細にしかも理解しやすく整理して記述する。なお、本文中に一般名等で記載した薬品機器等の商品名及びメーカー等は、一般名称の直後に括弧内で記載する。さらに第2条第2項第2号に基づき、動物実験については、所属研究機関の動物実験ガイドライン（指針）及び動物実験委員会を有する際は、ガイドライン（指針）の適用及び同委員会の許可を得て実験を行なった旨をその名称とともに記載する。

成績 = 各項目ごとに分けて、「材料及び方法」の項で述べた順序に合わせて記述する。内容は十分に推敲し、必要事項のみを明確に記述する。また、結果の解釈は考察に記述する。

図・表・写真 = 図（イラストレーションを含む）は、黒インクでA4版の白紙または青色方眼紙を用いて、表題を付け、必要な成績のみを理解しやすくまとめる。なお、図は原図から直接製版できるものを提出する（印刷工程の際、新たに作図する経費等は著者負担とする）。

表は、縦罫線を入れないで作成する。

写真は、白黒でコントラストの明瞭なものとし、表題と簡単な説明を付け、原寸印刷が可能なように必要部分を横7.8 cm、縦6.0 cm または横15.5 cm、縦10.0 cm に整形して台紙に貼付する（全体を糊付けするのではなく、コーナーのみを糊付けする）。また、カラー印刷を希望する場合は、その旨を明記する（費用は著者負担とする）。なお、写真は図と併せて一連の番号を付け、初回投稿時には4部すべての原稿にオリジナルを添付する。（修正原稿提出時には変更がない限りコピーでも可とする）。デジタル画像を用いる際は、明瞭な印刷ができるよう光沢紙等の専用紙を用いる。

図及び表は、1点をそれぞれ1枚の台紙に貼付（デジタル画像も1枚ごとに印刷）し、写真とともに原稿の最後にまとめて添付する。さらに、それらの挿入位置を本文の右欄外に赤字で明記する。

考察 = 得られた実験成績について、従来の学説、既報の成績等に照らし合わせてどのように解釈し評価（意義付け）するかを論述する。ただし、文脈上やむを得ない場合を除いて、「緒言」及び「成績」で記述したことを重複して述べない。なお、謝辞は本文の文末に入れることができる。

引用文献 = 研究に密接に関係のあるものを引用する。引用できる文献は、学会誌、専門的学術誌あるいは専門書とし、学会抄録、講演会テキスト、レフリー制度のない商業雑誌等は原則として引用できない。引用文献は、文中に最初に引用された順に配列し、本文中では引用箇所に〔 1、2 5 〕のように記載する。記述は、著者名、論文のタイトル名、誌名、巻、頁、年次とする。

また、単行本の場合は、著者名、記事のタイトル名、書名、訳者名、編者名、版、頁、発行者、発行地、年次とする。

和文誌名は原則として省略しない。ただし、慣例的に使用されているのものはこの限りではない（例：日獣会誌、日獣誌など）。欧文誌名の省略は Journal Title Abbreviations による。指定のないものは省略しない。

また、著者は次の具体例を参考に全員列記する。なお、訳者は1名のみ記載し、その他は和文では「他」とし、英文では「 et al 」とする。

【引用文献の具体例】(本例は、ワープロで記述しやすい方法で表示したものである。)

#### 雑誌の場合

- 〔 1 〕青山太郎，青山花子，赤坂次郎：子牛の開放性骨折の 1 例，日獣会誌，45，115 120 (1992)
- 〔 2 〕青山太郎，青山花子，江戸三郎，東京 愛：犬のレプトスピラ症の抗原検出法，日獣誌，30，135 138 (1992)
- 〔 3 〕Aoyama T, Aoyama H: The welfare of animals, Jpn J Vet Sci, 54, 120 124 (1989)
- 〔 4 〕Aoyama T, Aoyama H, Kanda J: A survey of heavy-metal contamination in imported seafood, J Vet Med Sci, 54, 126 130 (1992)
- 〔 5 〕Aoyama T, Aoyama H, Suzuki K, Tanaka S, Takahashi Y: Pathogenicity of the aino virus in japan, Am J Vet Res, 53, 155 160 (1992)

#### 単行本の場合

- 〔 1 〕神田一郎：マイコプラズマ，獣医微生物学，江戸三郎編，第 1 版，100 103，青山堂出版，東京 (1992)

〔 2 〕 Smith J : マイコトキシン中毒 , 選択毒性 , 赤坂次郎訳 , 250 , 学会出版センター , 東京 ( 1989 )

〔 3 〕 Roitt IM : Immunophoresis , Immunology , Fred OG , et al eds , 2nd ed , 150 160 , Gower Med Publ , London ( 1989 )

( 2 ) 原著及び短報以外のもの

イ 用 語 : 原著及び短報と同様とする。

ロ 第 1 頁 ( 表紙 ) : 原著及び短報と同様とする。

ハ 第 2 頁 ( 英文表題等 ) : 英文の表題、著者名、筆頭著者の所属機関名及び所在地住所 ( 郵便番号を含む ) を記載する。筆頭著者の所属機関は、研究実施時のものとする。ただし、所属の異動があった場合は、著者が希望すれば現所属機関名及び住所を付記することができる。

ニ 第 3 頁以降は本文とし ( 和文要約及び英文要約 ( SUMMARY ) は不要 )、原著及び短報のように区分して記述する必要はないが、内容はこれらの区分に従って記述する。図・表・写真及び引用文献は、原著及び短報と同様とする。

ホ 総説等の依頼原稿についてもイから二のとおりとする。

( 著作権 )

第 8 条 学会学術誌の著作権については、日本獣医師会雑誌編集等規程第 6 条の規定に基づき、掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、日本獣医師会に帰属する。

( 著者負担金 )

第 9 条 次に掲げる料金は、著者が負担するものとし、負担金額は実費相当額として別に定めることとする。

( 1 ) 第 2 条第 1 項に規定する別に定める投稿料

( 2 ) 刷り上り頁数が第 6 条第 4 号で定める頁数を超過することを委員会によって認められた場合の超過頁の印刷料

( 3 ) 第 7 条第 1 号のホ又は第 2 号のニで定める原図の作成料

( 4 ) 第 7 条第 1 号のホ又は第 2 号のニで定める写真等のカラー印刷料

( 5 ) 著者からの注文により作成する別刷の印刷料

(原稿の処理等)

第10条 学会学術誌に掲載した投稿原稿は返却しない。

第11条 学会学術誌の編集及び校正は委員会が行う。ただし、初校は著者が行い、初校時の内容の追加、変更は原則として認めない。

第12条 投稿原稿に関する照会先は、次の日本獣医師会事務局とする。

〒107 - 0062 東京都港区南青山1 - 1 - 1  
新青山ビルヂング西館23階  
日本獣医師会事務局  
TEL : 03 - 3475 - 1601  
FAX : 03 - 3475 - 1604  
e mail : info@nichiju.lin.gr.jp

(雑則)

第13条 この規程に定めのない事項は、委員会の意見を聴いて委員長が処理する。

附 則 (平成23年4月1日・日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会制定)

- 1 この日本獣医師会学会学術誌投稿規程(以下「投稿規程」という。)は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この投稿規程の施行に伴い、日本産業動物獣医学会誌投稿規程、日本小動物獣医学会誌投稿規程及び日本獣医公衆衛生学会誌投稿規程)(平成2年2月27日制定)は、廃止する。

## 「日本獣医師会学会学術誌」投稿票

|                                                                                                                       |               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| *原稿番号                                                                                                                 | *受付日<br>年 月 日 |
| 題 名：                                                                                                                  |               |
| 著者及び所属(連絡責任者)：                                                                                                        |               |
| 連絡先(住所・所属機関名称・TEL・FAX・E-MAIL)：                                                                                        |               |
| 住 所 〒                                                                                                                 |               |
| 所属機関名称                                                                                                                |               |
| TEL                                                                                                                   | FAX           |
| E-MAIL                                                                                                                |               |
| 希望する学術部門名：                                                                                                            |               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業動物臨床・家畜衛生関連部門</li> <li>・小動物臨床関連部門</li> <li>・獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門</li> </ul> |               |
| 投稿区分：                                                                                                                 |               |
| 総 説・原 著・短 報・技術講座・資 料・その他( )                                                                                           |               |
| 原稿枚数：                                                                                                                 |               |
| ページ(図 枚, 表 枚)                                                                                                         |               |
| チェックリスト(著者が投稿前に確認)                                                                                                    |               |
| 規定の部数(正副4部同封)                                                                                                         |               |
| 1頁の文字数(400字詰め・25字×24行)及び書体(明朝体)                                                                                       |               |
| 表紙の記載事項(部門名(赤で記入)、区分(赤で記入)、新規・継続の別(赤で記入)、ラングヘッド(28字以内)、連絡先及び連絡責任者(連絡先は和文、英文ともに記載)、別刷希望数(希望する場合赤で記入)                   |               |
| 区分(内容との合致)                                                                                                            |               |

著者署名：

本原稿を投稿するに際し、日本獣医師会学会学術誌投稿規程第2条の投稿資格及び条件を満たし、同規程第8条の著作権の帰属を許諾するとともに、著者全員が、本原稿を投稿規程に則って作成し、その内容に責任を有することを確認する。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 筆頭著者\_\_\_\_\_ 印

著 者\_\_\_\_\_

著 者\_\_\_\_\_

著 者\_\_\_\_\_

著 者\_\_\_\_\_

著 者\_\_\_\_\_

著 者\_\_\_\_\_

著 者\_\_\_\_\_

## 5 日本獣医師会学会学術誌に係る著者負担金について (平成23年4月1日付け22日獣発第368号)

日本獣医師会学会学術誌投稿規程(以下「投稿規程」という。)第9条に係る著者が負担する負担金の金額(消費税を含む。)は、下記のとおりとする。

なお、下記による負担金の適用は平成23年7月1日からとする。

### 記

#### 1 投稿規程第9条第1号関係

筆頭著者が会員構成獣医師及び個人賛助会員(学生賛助会員を含む。)の場合は、審査料及び掲載料ともに要しないが、これ以外の者については、次の審査料及び掲載料を納入する。

- (1) 投稿時審査料：10,000円(ただし、学生の場合は、5,000円とする。)
- (2) 採用時掲載料：50,000円(ただし、学生の場合は、10,000円とする。)

#### 2 投稿規程第9条第2号関係

超過頁の印刷料：実費相当額(超過分1頁につき20,000円)

#### 3 投稿規程第9条第3号関係

原図の作成料：実費相当額(1枚につき5,000円程度)

#### 4 投稿規程第9条第4号関係

写真等のカラー印刷料：実費相当額(1頁につき60,000円程度)

#### 5 投稿規程第9条第5号関係

別刷の印刷料：実費相当額(刷り上り4頁(表紙付き)100部につき30,000円程度)





## 6 日本獣医師会学会学術誌投稿の手引き

### 1 目的

本手引きは、日本獣医師会学会学術誌投稿規程（以下「投稿規程」）に則り投稿原稿の審査や編集が円滑に行われることを目的に、投稿規程に定めのない一般的な事項、編集において必要な事項、著者が見落としやすい事項等を示したものである。

### 2 投稿資格及び条件関連

- (1) 筆頭著者は、日本獣医師会構成獣医師若しくは賛助会員（個人に限る）でなければならない。それ以外の者が筆頭著者の場合は、投稿料を徴収する（投稿時審査料 10,000 円、採用時掲載料 50,000 円とする）。ただし、編集委員会（以下「委員会」という。）が認めた者については、この限りでない。
- (2) 著者は、原則として 8 名以内とし、研究材料提供等については、謝辞で記載する。
- (3) 投稿原稿は、獣医学が扱う臨床、動物衛生、食品衛生、環境衛生、人と動物の関係、獣医学教育、動物用医薬品・機器等に関し、獣医学術の振興・普及及び調査研究の推進に関する学術論文等とする。投稿原稿は、委員会において、掲載に相応しい学術分野を指定する。
- (4) 他の学会誌等に投稿中、若しくは発表した論文等は投稿できない。なお、口頭による発表はこの限りでない。

### 3 投稿要領関連

- (1) 投稿の際は、所要事項を記載し、著者全員の署名した投稿票を必ず添付する。
- (2) 投稿原稿は、4 部を提出する。
- (3) 原稿は、A 4 判用紙を使用し、1 頁（片面）を 25 字×24 行の横書きで、明朝体を用いページを付す。
- (4) 原稿の枚数は、表題、和文要約、英文要約（SUMMARY）、本文、図（写真を含む）・表等すべてを含めた枚数で、投稿区分の規定枚数は、別表のとおりとする。
- (5) 特に図、表は、本文との兼合い（枚数、印刷時の大きさ）を十分考慮し、規定枚数

内に納める。

(6) 以上の事項を逸脱した原稿については、審査以前に再提出を求める。

【別表】掲載区分と投稿原稿の制限枚数及び刷り上り頁枚数

| 掲載区分 | 投稿原稿制限枚数              |        |
|------|-----------------------|--------|
|      | A4判ワープロ等<br>(25字×24行) | 刷り上り頁数 |
| 総説   | 24枚                   | 6頁以内   |
| 原著   | 20枚                   | 5頁以内   |
| 短報   | 16枚                   | 4頁以内   |
| 技術講座 | 16枚                   | 4頁以内   |
| 資料   | 8枚                    | 2頁以内   |

#### 4 執筆要領関連（原著及び短報）

##### (1) 用語：

ア 動植物名は、原則として漢字を使用する。ただし、一般的に使用されているものに限り（例：人、犬、猫、牛、豚、鶏、馬、羊等）それ以外のものはカタカナで表示する。

イ 薬品名は、原則として一般名もしくは局方名を使用し、カタカナで記載する。また、機器名は原則として一般に使用される名称を和文で表示する。

ウ 本文中に一般名等で記載した薬品、機器等の商品（製品）名及び社名等は、一般名称の直後に括弧内で記載することができる（商品（製品）名、社名、都道府県名の順／例：ニチジュウワクチン、日獣製薬（株）、東京）。

##### (2) 表紙（第1頁）：

ア 最上段左側に部門名、希望投稿区分及び「新規」（新規投稿原稿の場合）あるいは「継続」（継続審査原稿の場合）の表示を赤字で明記する。

イ 次いで、表題、著者名、所属機関名（大学は学部名、都道府県勤務は支所名（本所は部名）までとし、「〇〇動物病院」「〇〇県 開業」（県名は所属獣医師会または所在地名）、「株式会社」「（株）」、「社団法人」「（社）」、「財団法人」「（財）」、「独立行政法人」「（独）」とする。）及び所在地住所（郵便番号を含む。併せて、

実際の動物病院名も記す。)を和文で記載する。

ウ 表題は原則として副題、括弧、略号、「～について」、「～に関して」等は付けない。

エ 最下段には連絡責任者の所属(大学は教室名、都道府県勤務は係名まで、動物病院等は、実際の名称を記載)、住所、電話番号(ファックス番号)、メールアドレスを記入し、別刷を希望する場合には必要部数を赤字で明記する。

オ 表題が28字を超える場合には、28字以内の柱(ランニングヘッド)を記入する。

### (3) 和文要約 (第2頁):

字数は360字以内とし、要約の最下段には、原著では5語以内、短報では3語以内の日本語のキーワードを英文のKey wordsに対応する順で記載する。

### (4) 英文 SUMMARY (第3頁):

ア 英文の表題、著者名、第1著者の所属機関名、所在地住所(郵便番号を含む) SUMMARY 及びKey words を記載する。

イ SUMMARY は、250ワード以内とし、行間を広く空けてタイプする。

ウ SUMMARY はなるべく和文要約に対応した記載にする。

エ Key words は、SUMMARY の最下段にA B C順で記載する。

### (5) 本文 (第4頁以降):

ア 原則として、緒言(見出しは付けない)、材料及び方法、成績、考察、引用文献の項目に区分して記述し、数字を用いて項目分けしない。(ただし、短報では必ずしも、この区分で記述する必要はない)。

イ 実験動物等の取り扱いについては、所属研究機関の動物実験ガイドライン(指針)に沿って動物に苦痛を与えないように実験を行った(または動物実験委員会の許可を得て実験を行った)旨を明記した上で、動物の苦痛を和らげる方法について具体的に記述し、当該動物を使用して実験を行う必要性和意義を説明し、併せて動物の入手方法と飼育状況を具体的に記載する。

### ウ 図(写真)・表

(ア) 図(イラストレーションを含む)は、黒インクでA4版の白紙または青色方眼紙を用いて、表題を付け、原図から直接製版できるものとする。

(イ) 表は、縦罫線を入れない。

(ウ) 写真は、白黒でコントラストの明瞭なもの(カラーの際はモノクロ印刷でも明瞭なもの)とし、表題と簡単な説明を付け、原寸印刷が可能なように必要部分を横7.8 cm、縦6.0 cmまたは横15.5 cm、縦10.0 cmに整形して台紙に貼付する(全体を糊付けするのではなく、コーナーのみを糊付けする)。なお、デジ

- タル画像を用いる際は、明瞭な印刷ができるように光沢紙等の専用紙を用いる。
- (エ) 写真には図と同様に一連の番号を付け、初回投稿時には4部すべての原稿にオリジナルを添付する。
- (オ) 図及び表は、1点を1枚の台紙に貼付し(デジタル画像で光沢紙等を用いる際も同様)、写真とともに原稿の最後にまとめて添付する。さらに、それらの挿入位置を本文の右欄外に赤字で明記する。

## エ 引用文献

- (ア) 引用できる文献は、学会誌、専門的学術誌あるいは専門書とし、学会抄録、講演会テキスト、レフリー制度のない商業雑誌の他、大学、研究機関、団体の年報・報告書・会報、関係省庁の法令・事業報告、辞書・辞典等、また、ホームページは原則として引用できない。
- (イ)本文中では、著者名の直後等、引用箇所に〔1、2 5〕のように記載する。
- (ウ)文末に、本文中最初に引用された順に配列した引用文献リストをおく。雑誌の場合は、著者名(全員列記)、論文のタイトル名、誌名、巻、頁(1箇所のみ)、年次(カッコ書き)とする。単行本の場合は、著者(著者が複数の場合は、引用した著者のみ)、記事のタイトル名、書籍名、訳者名(1名のみ記載し、その他は和文では「他」、英文では「et al」とする)、編者名、版、頁、発行者、発行地、年次(カッコ書き)とする。ただし、著者名がない際は、編者がいる際は編者名を、その他は、学会、研究会等の名称を記載する。
- (エ)和文誌名は原則として省略しない。ただし、慣例的に使用されているものはこの限りではない(例：日獣会誌、日獣誌など)。
- (オ)欧文誌名の省略は、Journal Title Abbreviationsによる。指定のないものは省略しない。

### 【雑誌の場合】

- 〔1〕青山太郎，青山花子，赤坂次郎：子牛の開放性骨折の1例，日獣会誌，45，115-120(1992)
- 〔2〕青山太郎，青山花子，江戸三郎，東京愛：犬のレプトスピラ症の抗原検出法，日獣誌，30，135-138(1992)
- 〔3〕Aoyama T, Aoyama H: The welfare of animals, Jpn J Vet Sci, 54, 120-124(1989)
- 〔4〕Aoyama T, Aoyama H, Kanda J: A survey of heavy-metal contamination

in imported seafood, J Vet Med Sci, 54, 126-130 (1992)

[ 5 ] Aoyama T, Aoyama H, Suzuki K, Tanaka S, Takahashi Y: Pathogenicity of the aino virus in japan, Am J Vet Res, 53, 155-160 (1992)

【単行本の場合】

[ 1 ] 神田一郎: マイコプラズマ, 獣医微生物学, 江戸三郎編, 第1版, 100-103, 青山堂出版, 東京 (1992)

[ 2 ] Smith J: マイコトキシン中毒, 選択毒性, 赤坂次郎訳, 250, 学会出版センター, 東京 (1989)

[ 3 ] Roitt IM: Immunophoresis, Immunology, Fred OG, et al eds, 2nd ed, 150-160, Gower Med Publ, London (1989)